

# 参考資料

## 《必要な検体》

FFPE 標本

- ① FFPE 標本 (厚さ 10  $\mu$ m) 10 枚以上
- ② FFPE 標本 (厚さ 4  $\mu$ m) 2 枚以上

- \* 原則として FFPE ブロックのご提出をお願いします。難しい場合は、未染スライドの提出をお願いします
- \* 検体には病理診断報告書を添付してください
- \* スライド中の腫瘍細胞が 20%以上であることを確認ください(最適は 30%以上)
- \* 病理診断内容やサンプル状態により、未染スライドの追加をお願いする場合があります

## 《切除・採取直後の組織の取扱い注意事項》

1. 手術により切除された組織は、摘出後速やかに冷蔵庫など 4° C 下で保管し、1 時間以内、遅くとも 3 時間以内に固定を行う。
  - ① (参考) ASCO/CAP のガイドラインでは 1 時間以内の固定を推奨している。内視鏡的に切除された消化管組織などと、比較的小型の組織については、速やかに固定液に浸漬し固定を行う。同様に、生検により採取された組織も、速やかに固定液に浸漬し固定を行う。手術により切除された組織においては、摘出後 30 分以上室温で保持することは回避する。また、細胞検体のうち、体腔液検体については、固定前に細胞検体の集塊化処理(遠心分離細胞収集法や細胞固化法)を行う。
2. ホルマリン固定パラフィン包埋化を行う検体は、必要な前処理を適切に行ったのち、速やかに固定液に浸漬し固定を行う。
3. 固定液は、中性緩衝ホルマリン溶液、濃度 10% (3.7% ホルムアルデヒド) を用いる。
4. 組織検体(手術検体、内視鏡的切除検体、生検検体)では 6-48 時間の固定を行う。緩衝ではないホルマリンで固定された検体、固定時間が長い検体(72 時間以上固定)や古い検体(3-5 年以上経過したもの)は核酸の状態が悪くなり、十分な遺伝子検査データが得られなくなる恐れがある。  
日本病理学会の「ゲノム診療用病理組織検体取扱い規程」に準拠した検体の取扱いをお願いします。( [日本病理学会 HP よりダウンロード可能](#) )
5. ホルマリン固定の処理温度は室温で良い。固定液は、組織量に対し 10 倍量の用量を用いる。
6. 脱灰処理には、酸ではなく EDTA を用いる(脱灰検体の使用はなるべく避ける)。
7. (ゲノム診断を目的として作製された) ブロックは冷蔵下での保存が望ましい。
8. 一般にパネル検査に必要な DNA 量は 10-500ng である。ただし、必要な量は使用する遺伝子パネルや NGS 機器の種類によって異なる。これに見合った検体の提出が必要である。